

問 24 「当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項」、「当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項」とは何を指すのですか。事業者に決定権限が付与される条項には、具体的にどのようなものがあるのですか。

(答)

1. 「当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項」とは、債務不履行等による事業者の損害賠償責任の有無を決定する権限を当該事業者に対して付与する条項です。

例えば、次のような条項が考えられます。

- ・ 当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負うものとします。

2. 「当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項」とは、事業者の損害賠償責任が事業者の故意又は重大な過失によるものであっても、事業者の損害賠償責任を負う限度を決定する権限を当該事業者に対して付与する条項です。

例えば、次のような条項が考えられます。

- ・ 当社が損害賠償責任を負う場合、その額の上限は10万円とします。ただし、当社に故意又は重過失があると当社が認めたときは、全額を賠償します。